

平成十六年五月二十九日受領  
答弁第一〇九号

内閣衆質一五九第一〇九号

平成十六年五月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員川内博史君外一名提出著作権法の一部改正案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君外一名提出著作権法の一部改正案に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）は、閣議決定の上、内閣が提出したものであり、お尋ねの法案に関する平成十六年四月二十日に行われた参議院文教科学委員会における河村文部科学大臣及び稲葉文部科学副大臣の答弁は、内閣において著作権法を所管する大臣及び当該大臣を補佐する副大臣として行ったものである。

二について

法案が成立し、施行された後に、例えば、商業用レコードの流通実態の変化等によつて、消費者の利益を不当に害すると認められるような事態が万一生じた場合には、その状況を調査、検証した上で、必要があれば、法案第百十三条第五項の見直しを検討することとしている。